

# さいたま市と国立大学法人埼玉大学との 連携に関する包括協定書

さいたま市（以下「市」という。）と国立大学法人埼玉大学（以下「大学」という。）は、次のとおり包括協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、市及び大学が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 福祉の向上、子育て支援に関すること。
- (3) 教育、文化・芸術の振興に関すること。
- (4) スポーツの振興に関すること。
- (5) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (6) 地域の経済の活性化に関すること。
- (7) 防災対策の充実に関すること。
- (8) 人材の育成に関すること。
- (9) 国際交流・コミュニティの推進に関すること。
- (10) そのほか両者が協議して必要と認める連携に関すること。

## （連絡調整）

第3条 市と大学は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

## （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、市及び大学から何らかの申出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及び必要な事項については、市及び大学が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を所持する。

平成20年3月10日

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
さいたま市  
さいたま市長

相川 亨一

---

さいたま市桜区下大久保255番地  
国立大学法人埼玉大学  
学長

田 陽 三生

---